

**新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟 今年度内判決の見通し  
国は「消滅時効」の援用を撤回せよ！**

**公正判決を求める個人署名・団体署名にご協力を！！**

**「北海道石炭じん肺訴訟」解決**

昭和61年10月20日、国のじん肺加害の責任を求めて北海道のじん肺被害者・遺族が立ち上がりました。訴訟提起から19年の長いたたかひを経過して、平成17年7月14日「北海道石炭じん肺訴訟」は、最高裁が国の上告受理申立の不受理決定を下し、「北海道石炭じん肺訴訟」は解決しました。これにより石炭じん肺被害について国に加害責任があることは最高裁で確定しました。

**「新・北海道石炭じん肺訴訟」の提訴**

北海道にはかつてたくさんの炭鉱があり、現在でも北海道では毎年新規に100名近くの元労働者が要療養の認定を受けて療養生活に入ることを強いられています。平成17年10月に「新・北海道石炭じん肺訴訟第1陣訴訟」が国を被告として提起され（患者数246名）、引き続き平成19年4月20日に「第2陣訴訟」（患者数474名）、同年7月24日に「第3陣訴訟」が提起されました（患者数375名）。

**第1陣・第2陣訴訟について全面和解解決—国は時効主張せず**

— **第3陣訴訟で「消滅時効」を援用—国の不当な責任逃れは許さない**

平成20年2月8日、第1陣について国は246名全員について和解解決をしました。第1陣訴訟、第2陣訴訟では、国は「消滅時効」の主張をしませんでした。

ところが、平成20年6月23日になって、国は突然、平成20年4月25日第4次提訴者33名のうち9名に対し「3年の消滅時効」を主張してきました。また同年12月の第5次提訴者46名のうち7名に対しても同様の主張をしてきました。その理由は「平成16年4月27日の筑豊じん肺訴訟最高裁判決があったことは、新聞、テレビなどで報道されていたから、それから1年を経過すればじん肺被害者・遺族は『損害及び加害者を知った』と言えるから、3年の消滅時効期間が経過した」というものです。

しかしこの最高裁判決は筑豊じん肺訴訟の国の責任に関するものであり、北海道内の各炭鉱に関する判決ではありません。また平成16年4月25日の時点では、国は「北海道石炭じん肺訴訟」において

札幌高等裁判所でその責任を争っている最中であり、この時点で「損害及び加害者を知った」と主張すること自体、その主張の根拠がないことを露呈しているものです。平成21年2月25日に裁判は結審します。年度内には判決の言い渡しが行われるものと思われます。**裁判所に公正判決を求める個人署名・団体署名にご協力をお願いします。**

**署名郵送先**

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目タイムビル3階

北海道石炭じん肺訴訟事務局

TEL 011-272-0786

## 新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟

# 公正判決を求める要請署名

札幌地方裁判所民事第5部

裁判官 中山 幾次郎 殿

裁判官 村主 隆行 殿

裁判官 鷺坂 計知 殿

国にじん肺加害責任（損害賠償責任）があることは平成16年4月25日の筑豊じん肺訴訟最高裁判決で確定しています。

じん肺患者は国に対し、「基金」を創設して裁判手続きを経ることなくじん肺被害者を救済するシステムを作るよう求めましたが、国は「提訴しなければ賠償しない」との態度に終始しました。そこでやむを得ずじん肺患者は札幌地方裁判所に提訴したものです。ところが国は、裁判手続きのなかで「消滅時効」を援用してきました。

じん肺は人類最古にして最大の職業病であり、現在でもなお毎年800名近くの労働者が、新たにじん肺により療養することを余儀なくされています。じん肺を根絶し、被害者に適正な賠償を行うことは国の責務です。国が新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」を援用することは社会的正義に照らし許されません。

札幌地方裁判所民事高等裁判所民事第5部が、公正な判決を下されることを求めます。

平成 年 月 日

団体名

新・北海道石炭じん肺訴訟（第3陣）訴訟

公正判決を求める署名

札幌地方裁判所民事第5部 御中

平成19年7月26日、258名のじん肺患者とその遺族が国に対し、じん肺加害の賠償責任を求めて裁判に立ち上がりました。その後提訴は第5次まで続けられ現在の原告数は375名に及んでいます。

国にじん肺加害責任があることはすでに最高裁で確定しています。じん肺患者は国に対し、「基金」を創設して裁判手続きを経ることなくじん肺被害者を救済するシステムを作るよう求めましたが、国は「提訴しなければ賠償しない」との態度に終始しました。そこでやむを得ず裁判所に提訴したのです。

ところが、平成20年6月23日になって、国は突然、平成20年4月25日第4次提訴者33名のうち9名に対し「3年の消滅時効」を主張してきました。また同年12月の第5次提訴者46名のうち7名に対しても同様の主張をしてきました。その理由は「平成16年4月27日の筑豊じん肺訴訟最高裁判決があったことは、新聞、テレビなどで報道されていたから、それから1年を経過すればじん肺被害者・遺族は『損害及び加害者を知った』と言えるから、3年の消滅時効期間が経過した」というものです。

しかしこの最高裁判決は筑豊じん肺訴訟の国の責任に関するものであり、北海道内の各炭鉱に関する判決ではありません。また平成16年4月25日の時点では、国は旧・北海道石炭じん肺訴訟において札幌高等裁判所でその責任を争っている最中であり、この時点で「損害及び加害者を知った」と主張すること自体、その主張の根拠がないことを露呈しているものです。

私たちは、貴裁判所が、このような国の「時効援用」を許さず、じん肺に苦しんでいる被害者全員を平等に救済する正義にかなった公正な判決を下されるよう要請します。

氏名	住所

連絡先 札幌市中央区南1条西10丁目タイムスビル3階

北海道石炭じん肺訴訟事務局 TEL 011-272-0786